

赤穂市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

赤穂市病院事業管理者 高原 秀典

赤穂市病院事業管理規程第1号

赤穂市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

赤穂市病院事業職員の給与に関する規程（昭和53年赤穂市病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第4条の適用については、別表第1中「2.2パーセント」とあるのは「17.6パーセント」と、「1.9パーセント」とあるのは「15.2パーセント」と、「1.7パーセント」とあるのは「13.6パーセント」と、「1.5パーセント」とあるのは「1.2パーセント」と、「1.2パーセント」とあるのは「10.8パーセント」と、「1.0パーセント」とあるのは「9パーセント」と、「8パーセント」とあるのは「7.2パーセント」と、「92,000円」とあるのは「73,600円」と、「82,000円」とあるのは「65,600円」と、「66,000円」とあるのは「52,800円」と、「43,000円」とあるのは「38,700円」とする。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。